

昭和三十二年厚生省令第四十五号

水道法施行規則

目次

第一條の二	市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等（水道法（昭和三十一年法律第百七十七号。以下「法」という。）第二条の二第一項に規定する水道事業者等をいう。）の間の連携等（同条第二項に規定する連携等をいう。）を推進しようとする二以上の市町村は、法第五条の三第五項の規定により都道府県に対し同条第一項に規定する水道基盤強化計画（以下「水道基盤強化計画」という。）を定めることを要請する場合においては、法第五条の二第一項に規定する基本方針に基づいて当該要請に係る水道基盤強化計画の素案を作成して、これを提示しなければならない。（認可申請書の添付書類等）
第一条の三	法第七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。 一 地方公共団体以外の者である場合は、水道事業經營を必要とする理由を記載した書類 二 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、水道事業經營に関する意思決定を証する書類 三 市町村以外の者である場合は、法第六条第二項の同意を得た旨を証する書類 四 取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類 五 地方公共団体以外の法人又は組合である場合は、定款又は規約 六 給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図 七 水道施設の位置を明らかにする地図 八 主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 九
第二条	法第七条第四項第八号に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一 給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 二 給水人口が、人口、土地利用、水道の普及率その他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 三 事業計画書の記載事項
第三条	法第七条第五項第八号に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 一 借入金の償還方法 二 料金の算出根拠 三 給水装置工事の費用の負担区分を定めた根拠及びその額の算出方法 四 （工事設計書に記載すべき水質試験の結果） 五 給水人口、給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、経常収支が適切に設定できるよう期間が設定されたものであること。 六 工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが確実かつ合理的なものであること。 七 水質検査、点検等の維持管理の共同化による試験の結果とする。 八 水道基盤強化計画が定められている地域においては、当該計画と整合性のとれたものであること。 九 水道用水供給事業者から用水の供給を受けた水道事業者については、水道用水供給事業者との契約により必要量の用水の確実な供給が確保されていること。 十 取水に当たつて河川法（昭和三十九年法律第一百六十七号）第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあつては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること。 十一 取水に当たつて河川法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要としない場合にあつては、水源の状況に応じて取水量が確実に得られるると見込まれること。 十二 ダムの建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）第四条第一項に規定する基本計画においてダム使用権の設定予定期とされている等により、当該ダムを使用できることが確実であると見込まれること。 十三 事業の変更の認可を要しない軽微な変更（事業の変更の認可を要しない軽微な変更）
第四条	法第七条第五項第八号に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。 （工事設計書の記載事項） 一 主要な水理計算 二 主要な構造計算 （法第八条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目） 第五条 法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。 一 当該水道事業の開始が、当該水道事業に係る区域における不特定多数の者の需要に対応するものであること。 二 当該水道事業の開始が、需要者の意向を勘案したものであること。 三 当該水道事業の開始が、需要者の意向を勘案したものであること。 四 給水区域が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。 五 給水区域が、水道の整備が行われていない他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 六 給水区域が、水道の整備が行われていない他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 七 給水区域が、水道の整備が行われていない他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 八 給水区域が、水道の整備が行われていない他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 九 給水区域が、水道の整備が行われていない他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 十 給水区域が、水道の整備が行われていない他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 十一 給水区域が、水道の整備が行われていない他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 十二 給水区域が、水道の整備が行われていない他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。 十三 給水区域が、水道の整備が行われていない他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。
第六条	法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第二号に関するものは、次に掲げるものとする。 一 給水区域が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであることは。 二 給水区域が、水道の整備が行われていない他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであることは。 三 給水区域が、水道の整備が行われていない他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであることは。 四 給水区域が、水道の整備が行われていない他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであることは。 五 給水区域が、水道の整備が行われていない他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであることは。 六 給水区域が、水道の整備が行われていない他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであることは。 七 給水区域が、水道の整備が行われていない他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであることは。 八 給水区域が、水道の整備が行われていない他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであることは。 九 給水区域が、水道の整備が行われていない他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであることは。 十 給水区域が、水道の整備が行われていない他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであることは。 十一 給水区域が、水道の整備が行われていない他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであることは。 十二 給水区域が、水道の整備が行われていない他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであることは。 十三 給水区域が、水道の整備が行われていない他の社会的条件を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであることは。
第七条	法第八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第六号に関するものは、当該申請者が当該水道事業の遂行に必要となる資金の調達及び取扱いの能力を有することとする。
第七条の二	法第十条第一項第一号の国土交通省令で定める軽微な変更是、次のいずれかの変更

わない変更のうち、給水区域の拡張又は給水人口若しくは給水量の増加に係る変更であつて次のいずれにも該当しないもの（ただし、水道施設の整備を伴わない変更のうち、給水人口のみが増加する場合においては、口の規定は適用しない）。

イ 変更後の給水区域が他の水道事業の給水区域と重複するものであること。

ロ 変更後の給水人口と認可給水人口（法第七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水人口（法第十条第一項又は第三項の規定により給水人口の変更（同条第一項第一号に該当するものを除く）を行つたときは、直近の変更後の給水人口とする。）との差が当該認可給水人口の十分の一を超えるものであること。

ハ 変更後の給水量と認可給水量（法第七条第四項の規定により事業計画書に記載した給水量（法第十条第一項又は第三項の規定により給水量の変更（同条第一項第一号に該当するものを除く。）を行つたときは、直近の変更後の給水量とする。）をいう。次号において同じ。）との差が当該認可給水量の十分の一を超えるものであること。

二 現在の給水量が認可給水量を超えない事業における、次に掲げるいずれかの浄水施設を用いる浄水方法への変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは取水地点の変更を伴わないものの、ただし、又はルに掲げる浄水施設を用いる浄水方法への変更については、変更前の浄水方法に当該浄水施設を用いるものを追加する場合に限る。

イ 普通沈殿池

ロ 高速凝集沈殿池

薬品沈殿池

高速凝集沈殿池

急速濾過池

緩速濾過池

膜濾過設備

エアレーション設備

除鉄設備

除マンガン設備

粉末活性炭処理設備

粒状活性炭処理設備

三 河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水区域の拡張、給水人口若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法

一 届出者の住所及び氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 水道事務所の所在地

三 前項の届出書には、次に掲げる書類（図面を含む。）を添えなければならない。

一 次に掲げる事項を記載した事業計画書

イ 変更後の給水区域、給水人口及び給水量

ロ 水道施設の概要

ハ 水道施設の概要

一 給水開始の予定年月日

二 変更後の給水人口及び給水量の算出根拠

ホ 法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、当該譲受けの年月日、変更後の経常収支の概算及び料金並びに給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件

二 次に掲げる事項を記載した工事設計書

イ 工事の着手及び完了の予定年月日

ロ 第七条の二第二号又は法第十条第一項第二号に該当する場合にあつては、配水管における最大静水圧及び最小動水圧

ハ 第七条の二第二号に該当する場合にあつては、変更される浄水施設に係る水源の種別、取水地点、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の浄水方法

二 第七条の二第三号に該当する場合にあつては、変更される取水施設に係る水源の種別、水源の水量の概算、水質試験の結果及び変更後の取水地点

三 水道施設の位置を明らかにする地図

四 第七条の二第一号（水道事業者が給水区域を拡張しようとする場合に限る。次号及び第六号において同じ。）又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、水道事業経営を必要とする理由を記載した書類

五 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が市町村以外の者である場合にあつては、法第六条第二項の同意を得た旨を証する書類

六 第七条の二第一号又は法第十条第一項第二号に該当し、かつ、水道事業者が市町村以外の者で、該当する場合にあつては、給水区域が他の水道事業の給水区域と重複しないこと及び書類

八 給水区域内における専用水道の状況を明らかにする書類及びこれらを示した給水区域を明らかにする地図

九 第七条の二第二号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設・増設又は改造成されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

九 第七条の二第三号に該当する場合にあつては、主要な水道施設であつて、新設・増設又は改造成されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに変更される水源からの取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

(事業の休廃止の許可の申請)

第八条の三 法第十一条第一項の許可を申請する水道事業者は、申請書に、休廃止計画書及び次に掲げる書類（図面を含む。）を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

一 水道事業の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないことを証する書類

二 休止又は廃止する給水区域を明らかにする地図

三 地方公共団体以外の水道事業者、給水人口が令第四条で定める基準を超えるものに限る。である場合は、当該水道事業の給水区域をその区域に含む市町村に協議したことを証する書類

前項の申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 申請者の住所及び氏名（法人又は組合について、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

二 水道事務所の所在地

第一項の休廃止計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 休止又は廃止する給水区域

二 休止又は廃止の予定年月日

三 休止又は廃止する理由

四 水道事業の全部又は一部を休止する場合にあつては、事業の全部又は一部の再開の予定期日

五 水道事業の一部を廃止する場合にあつては、当該廃止後の給水区域、給水人口及び給水量

(事業の休廃止の許可の基準)

第八条の四 国土交通大臣は、水道事業の全部又は一部の休止又は廃止により公共の利益が阻害されるおそれがないと認められるときでなければ、法第十一条第一項の許可をしてはならない。

(布設工事監督者の資格)

第一条 令第五条第一項第六号の規定により同項第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の技能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

一 令第五条第一項第一号又は第二号の卒業者であつて、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学院研究科において一年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、同項第一号の卒業者にあつては一年(簡易水道の場合は、六箇月)以上、同項第二号の卒業者にあつては二年(簡易水道の場合、一年)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

二 外国の学校において、令第五条第一項第一号若しくは第二号に規定する課程及び学科又は第三号若しくは第四号に規定する課程に相当する課程又は学科を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同様以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数(簡易水道の場合は、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数の二分の一)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

三 技術士法(昭和五十八年法律第二十五号)第四条第一項の規定による第二次試験のうち上水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る)であつて、一年(簡易水道の場合は、六箇月)以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(給水開始前の水質検査)

第十一条 法第十三条第一項の規定により行う水質検査は、当該水道により供給される水が水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所において、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行うものとする。

前項の検査のうち水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する2

環境大臣が定める方法によつて行うものとする。

(給水開始前の施設検査)

第十二条 法第十三条第一項の規定により行う施設又は改造による影響のある事項に関して、新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に關係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行うものとする。

(法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目)

第十三条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第四号に規定するもの

設査は、浄水及び漏水のうち、施設の新設、増設又は改造による影響のある事項に関して、新設、増設又は改造に係る施設及び当該影響に關係があると認められる水道施設(給水装置を含む。)について行うものとする。

(法第十四条第二項各号を適用するについて必要な技術的細目)

第十四条 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第一号に規定するものは、

次に掲げるるものとする。

一 料金が、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものとする。

二 第十七条の四第一項の試算を行つた場合にあつては、前号イ及びハに掲げる額が、当該試算に基づき、算定期間からおおむね三年後から五年までの期間について算定されたものであること。

三 前号に規定する場合にあつては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

四 第二号に規定する場合以外の場合にあつては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

五 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

六 第十七条の四第一項の試算を行つた場合にあつては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定期間からおおむね三年後から五年までの期間について算定されたものであること。

七 第二号に規定する場合に見直しを行うこととされていること。

八 営業収益の額から給水収益を控除した額的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。との合算額

九 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

十 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

十一 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

十二 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

十三 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

十四 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

十五 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

十六 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

十七 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

十八 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

十九 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

二十 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

二十一 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

二十二 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

二十三 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

二十四 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

二十五 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

二十六 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

二十七 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

二十八 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

二十九 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

三十 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

三十一 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

三十二 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

三十三 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

三十四 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

三十五 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

三十六 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

三十七 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

三十八 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

三十九 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

四十 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

額を基礎として、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

イ 人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、公租公課、その他営業費用の合算額

ロ 事業報酬の額

ハ 営業収益の額から給水収益を控除した額

二 第十七条の四第一項の試算を行つた場合にあつては、前号イ及びハに掲げる額が、当該試算に基づき、算定期間からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。

三 前号に規定する場合にあつては、料金が、同号の期間ごとの適切な時期に見直しを行うこととされていること。

四 第二号に規定する場合以外の場合にあつては、料金が、おおむね三年を通じ財政の均衡を保つことができるよう設定されたものであること。

五 料金が、水道の需要者相互の間の負担の公平性、水利用の合理性及び水道事業の安定性を勘案して設定されたものであること。

六 第十七条の四第一項の試算を行つた場合にあつては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定期間からおおむね三年後から五年後までの期間について算定されたものであること。

七 第二号に規定する場合に見直しを行うこととされていること。

八 営業収益の額から給水収益を控除した額的な更新等の原資として内部留保すべき額をいう。との合算額

九 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

十 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

十一 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

十二 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

十三 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

十四 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

十五 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

十六 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

十七 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

十八 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

十九 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

二十 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

二十一 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

二十二 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

二十三 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

二十四 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

二十五 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

二十六 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

二十七 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

二十八 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

二十九 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

三十 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

三十一 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

三十二 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

三十三 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

三十四 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

三十五 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

三十六 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

三十七 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

三十八 支払利息と資産維持費(水道施設の計画的更新等の原資として内部留保すべき額をいう)との合算額

ト 給水装置の検査を拒んだ場合の措置

チ 給水装置の管理責任

リ 水の不正使用の禁止及び違反した場合の措置

第十二条の四 法第十四条第三項に規定する技術的細目のうち、同条第二項第四号に規定するもの

は、次に掲げるものとする。

一 料金に区分を設定する場合にあつては、給水管の口径、水道の使用形態等の合理的な区分に基づき設定されたものであること。

二 料金及び給水装置工事の費用のほか、水道の需要者が負担すべき費用がある場合にあつては、その金額が、合理的かつ明確な根拠に基づき設定されたものであること。

三 水道事業者の責任に関する事項として、必ず毎年定期的に算定される料金の変更の届出書に記載した書類を添えて、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていくこと。

四 貯水槽水道の設置者に対する指導、助言及び勧告

五 貯水槽水道の設置者の責任に関する情報提供

六 貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として、必ず毎年定期的に算定される料金の変更の届出書に記載した書類を添えて、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていくこと。

七 貯水槽水道の管理の状況に関する検査

八 貯水槽水道の設置者の責任に関する情報提供

九 貯水槽水道の設置者の責任に関する事項として、必ず毎年定期的に算定される料金の変更の届出書に記載した書類を添えて、必要に応じて、次に掲げる事項が定められていくこと。

十 貯水槽水道の設置者の責任に関する情報提供

十一 貯水槽水道の設置者の責任に関する情報提供

十二 貯水槽水道の設置者の責任に関する情報提供

十三 貯水槽水道の設置者の責任に関する情報提供

十四 貯水槽水道の設置者の責任に関する情報提供

十五 貯水槽水道の設置者の責任に関する情報提供

十六 貯水槽水道の設置者の責任に関する情報提供

十七 貯水槽水道の設置者の責任に関する情報提供

十八 貯水槽水道の設置者の責任に関する情報提供

十九 貯水槽水道の設置者の責任に関する情報提供

二十 貯水槽水道の設置者の責任に関する情報提供

二十一 貯水槽水道の設置者の責任に関する情報提供

二十二 貯水槽水道の設置者の責任に関する情報提供

二十三 貯水槽水道の設置者の責任に関する情報提供

二十四 貯水槽水道の設置者の責任に関する情報提供

二十五 貯水槽水道の設置者の責任に関する情報提供

二十六 貯水槽水道の設置者の責任に関する情報提供

二十七 貯水槽水道の設置者の責任に関する情報提供

能を有すると認められる者は、次のとおりとする。

(水道技術管理者の資格)

一 令第五条第一項第一号、第三号及び第四号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科並びにこれ

（登録）

第一十四条の二 前条第三号の登録は、登録講習を
三 國土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者
者が行う水道の管理に関する講習（以下「登
録講習」という。）の課程を修了した者
る者

二 外国の学校において、令第七条第一項第二
号に規定する学科目又は前号に規定する学科
目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に
規定する学校において修得する程度と同等以
上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者
ごとに規定する最低経験年数（簡易水道等の
場合は、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規
定する最低経験年数の二分の一）以上水道に
関する技術上の実務に従事した経験を有す
る者

一 同項第一号に規定する学校の卒業者について
は五年（簡易水道及び一日最大給水量が千立
方メートル以下である専用水道（以下この号
及び次号において「簡易水道等」という。）
の場合は、二年六箇月）以上、同項第三号に
規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程
の修了者を含む。次号において同じ。）につ
いては七年（簡易水道等の場合は、三年六箇
月）以上、同項第四号に規定する学校の卒業
者については九年（簡易水道等の場合は、四
年六箇月）以上水道に関する技術上の実務に
従事した経験を有する者

三 申請者が次条各号の規定に該当しないことを説明した書類

四 講師の氏名、職業及び略歴

五 学科講習の科目及び時間数

六 実務講習の実施方法及び期間

七 登録講習の業務以外の業務を行つてある場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

八 その他参考となる事項を記載した書類
(欠格条項)

第十四条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、第十四条第三号の登録を受けることができない。

一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 第十四条の十三の規定により第十四条第三号の登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者

三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者がある者
(登録基準)

第十四条の四 国土交通大臣及び環境大臣は、第十四条の二の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 学科講習の科目及び時間数は、次のとおりであること。

イ 水道行政 二時間以上

ロ 公衆衛生・衛生管理 二時間以上

ハ 水道経営 三時間以上

三 水道施設の技術的基準を定める省令（平成十二年厚生省令第十五号）第五条に適合する濾過設備を有する水道施設において、十五日間以上の実務講習（一日につき五時間以上実施されるものに限る。）が行われること。

二 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が登録講習を行う主たる事業所の名称及び所在地

（登録の更新）

第十四条の五 第十四条第三号の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

二 前三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

（実施義務）

第十四条の六 第十四条第三号の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）は、正当な理由がある場合を除き、毎事業年度、次に掲げる事項を記載した登録講習の実施に関する計画を作成し、これに従つて公正に登録講習を行わなければならない。

一 学科講習の実施時期、実施場所、科目、時間及び受講定員に関する事項

二 実務講習の実施時期、実施場所及び受講定員に関する事項

登録講習機関は、毎事業年度の開始前に、前項の規定により作成した計画を国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。これを

三 前号の手数料の収納の方法に関する事項

四 登録講習の講師の選任及び解任に関する事項

五 登録講習の修了証書の交付及び再交付に関する事項

六 登録講習の業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項

七 第十四条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、登録講習の実施に関し必要な事項

(業務の休廃止)

第十四条の九 登録講習機関は、登録講習の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならぬ。

一 休止又は廃止の理由及びその予定期日

二 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十四条の十 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は收支計算書並びに事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式)で作られる記録)であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がなされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。

登録講習を受講しようとする者その他の利害

第十四条の二 前条第三号の登録は、登録講習を行おうとする者の申請により行つ。

一 前条第三号の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

二 申請者の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録講習を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地

三 登録講習を開始しようとする年月日

前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

二 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

ハ	イ	水道行政	二時間以上
二	ニ	公衆衛生・衛生管理	一時間以上
ハ	イ	水道經營	三時間以上
二	ニ	水道基礎工学概論	二十一時間以上
ハ	イ	水質管理	十二時間以上
二	ニ	水道施設管理	三十三時間以上
ハ	イ	二 学科講習の講師が次のいずれかに該当する ものであること。	
イ	イ	学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において前号に掲げる科目に相当する る学科を担当する教授、准教授若しくは講 師の職にある者又はこれらの職にあつた者	
口	二	法第三条第二項に規定する水道事業又は 同条第四項に規定する水道用水供給事業に 関する実務に十年以上従事した経験を有す る者	
ハ	イ	又は口に掲げる者と同等以上の知識及 び経験を有すると認められる者	

第十四条の七 登録講習機関は、その氏名若しくは名称又は住所の変更をしようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。
(業務規程)

第十四条の八 登録講習機関は、登録講習の業務の開始前に、次に掲げる事項を記載した登録講習の業務に関する規程を定め、国土交通大臣及び環境大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一 登録講習の受講申請に関する事項
二 登録講習の受講手数料に関する事項

項において「財務諸表等」という。を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならぬ。
登録講習を受験しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内では、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならぬ。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次のいずれかのものにより提示する方法であつて次のいずれかのものにより提示する請求

一 法第二十条第一項の規定により行う臨時の水質検査は、次に掲げるところにより行うものとする。

二 試料の採取の場所に関するては、前項第二号の規定の例によること。

三 基準の表中一の項、二の項、三十八の項及び四十六の項から五十一の項までの上欄に掲げる事項以外の事項に関する検査は、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、第一号の規定にかかるわらず、省略することができるること。

第一項第一号ロの検査及び第二項の検査は、水質基準に関する省令に規定する環境大臣が定める方法によって行うものとする。

第一項第一号イの検査のうち色度及び濁りに関する検査は、同号ロの規定により色度及び濁度に関する検査を行つた日においては、行うことを要しない。

第一項第一号ロの検査は、第二項の検査を行つた月においては、行うことを要しない。

水道事業者は、毎事業年度の開始前に第一項及び第二項の検査の計画（以下「水質検査計画」という。）を策定しなければならない。

水質検査計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 水質管理において留意すべき事項のうち水質検査計画に係るもの

二 第一項の検査を行う項目については、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由

三 第一項の検査を省略する項目については、当該項目及びその理由

四 第二項の検査に関する事項

五 法第二十条第三項の規定により水質検査を委託する場合における当該委託の内容

六 その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項

一 委託契約は、書面により行い、当該委託契約書には、次に掲げる事項（第二項の検査のみを委託する場合にあつては、口及びへを除く。）を含むこと。

イ 委託する水質検査の項目

ロ 第一項の検査の時期及び回数

ハ 委託に係る料金（以下この項において「委託料」という。）

二 試料の採取又は運搬を委託するときは、その採取又は運搬の方法

ホ 水質検査の結果の根拠となる書類

ヘ 第二項の検査の実施の有無

三 委託契約書をその契約の終了の日から五年間保存すること。

四 試料の採取又は運搬を水質検査機関に委託するときは、その委託を受ける水質検査機関は、試料の採取又は運搬及び水質検査を速やかに行うことができる水質検査機関であること。

五 試料の採取又は運搬を水道事業者が自ら行うときは、当該水道事業者は、採取した試料を水質検査機関に速やかに引き渡すこと。

六 水質検査の実施状況を第一号ホに規定する書類又は調査その他の方法により確認すること。

一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

二 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

三 申請者が法第二十条の三各号の規定に該当しないことを説明した書類

四 法第二十条の四第一項第一号の必要な検査施設を有していることを示す次に掲げる書類

イ 試料及び水質検査に用いる機械器具の汚染を防止するために必要な設備並びに適切に区分されている検査室を有していることを説明した書類（検査室を撮影した写真並びに縮尺及び寸法を記載した平面図を含む。）

ロ 次に掲げる水質検査を行うための機械器具に関する書類

(1) 前第一項第一号の水質検査の項目ごとに水質検査に用いる機械器具の名称及びその数を記載した書類

(2) 水質検査に用いる機械器具ごとの性能を記載した書類

(3) 水質検査に用いる機械器具ごとの所有者は借入れの別について説明した書類（借り入れている場合は、当該機械器具に係る借入れの期限を記載すること。）

(4) 水質検査に用いる機械器具ごとに撮影した写真

五 法第二十条の四第一項第二号の水質検査を実施する者（以下「検査員」という。）の氏名及び略歴

六 法第二十条の四第一項第三号イに規定する部門（以下「水質検査部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「信頼性確保部門」という。）が置かれていることを説明した書類

七 法第二十条の四第一項第三号ロに規定する文書として、第十五条の四第六号に規定する標準作業書及び同条第七号イからルまでに掲げる文書

八 水質検査を行う区域内の場所と水質検査を行なう事業所との間の試料の運搬の経路及び方法並びにその運搬に要する時間を説明した書類

九 次に掲げる事項を記載した書面

イ 検査員の氏名及び担当する水質検査の区分

ロ 法第二十条の四第一項第三号イの管理者（以下「水質検査部門管理者」という。）の氏名及び第十五条の四第三号に規定する検査区分責任者の氏名

ハ 第十五条の第四第四号に規定する信頼性確保部門管理者の氏名

二 水質検査を行う項目ごとの定量下限値

ホ 現行に行つてある事業の概要

(登録の更新)

第十五条の三 法第二十条の五第一項の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十四による申請書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 前条各号に掲げる書類（同条第七号に掲げる文書にあつては、変更がある事項に係る新旧の対照を明示すること。）

(検査の方法) 質検査を受託した実績を記載した書類

二 直近の三事業年度の各事業年度における水質検査を受託した実績を記載した書類

第十五条の四 法第二十条の六第二項の国土交通省令・環境省令で定める方法は、次のとおりとする。

一 水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項の検査は、同令に規定する環境大臣が定める方法により行うこと。

二 精度管理(検査に従事する者の技能水準の確保その他の方法により検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。)を定期的に実施するとともに、外部精度管理調査(国又は都道府県その他の適当と認められる者が行う精度管理に関する調査をいう。以下同じ。)を定期的に受けること。

三 水質検査部門管理者は、次に掲げる業務を行ふこと。ただし、ハについてはあらかじめ検査員の中から理化学的検査及び生物学的検査の区分ごとに指定した者(以下「検査区分責任者」という。)に行わせることができるものとする。

イ 水質検査部門の業務を統括すること。

ロ 次号ハの規定により報告を受けた文書に従い、当該業務について速やかに是正処置を講ずること。

ハ 水質検査について第六号に規定する標準作業書に基づき、適切に実施されていることを確認し、標準作業書から逸脱した方法により水質検査が行われた場合には、その内容を評価し、必要な措置を講ずること。

ニ その他必要な業務

イ 信頼性確保部門につき、次に掲げる業務を自ら行い、又は業務の内容に応じてあらかじめ指定した者に行わせる者(以下「信頼性確保部門管理者」という。)が置かれていること。

ロ 第七号トの文書に基づき、水質検査の業務の管理について内部監査を定期的に行うこと。

		試料取扱業書	標準作成	検査実施の種類	作成すべき標準作業書	記載すべき事項
六	作成及び改定年月日	二 試料の運搬の方法 三 試料の受領の方法 四 試料の管理の方法 五 試料の管理に関する記録の作成要領	一 試料の採取の方法	二 水質検査の項目ごとに記載した試薬、試液、培地、標準品及び標準液（以下「試薬等」という。）の選択並びに調製の方法、試料の調製の方法並びに水質検査に用いる機械器具の操作の方法 三 水質検査に当たつての注意事項 四 水質検査により得られた値の処理の方法 五 水質検査に関する記録の作成要領	六 作成及び改定年月日	ハ 理者が登録水質検査機関の役員又は当該部門を管理する上で必要な権限を有する者であること。 ハ 次の表に定めるところにより、標準作業書を作成し、これに基づき検査を実施すること。 二 その他必要な業務
五	八 は 理者に対する監査並びに口の精度管理、外部精度管理調査及び日常業務確認調査の結果（是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。）を水質検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第二十条の十四の帳簿に記載すること。					
四	八 は 理者に対する監査並びに口の精度管理、外部精度管理調査及び日常業務確認調査の結果（是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。）を水質検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第二十条の十四の帳簿に記載すること。					
三	八 は 理者に対する監査並びに口の精度管理、外部精度管理調査及び日常業務確認調査の結果（是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。）を水質検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第二十条の十四の帳簿に記載すること。					
二	八 は 理者に対する監査並びに口の精度管理、外部精度管理調査及び日常業務確認調査の結果（是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。）を水質検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第二十条の十四の帳簿に記載すること。					
一	八 は 理者に対する監査並びに口の精度管理、外部精度管理調査及び日常業務確認調査の結果（是正処置が必要な場合にあつては、当該是正処置の内容を含む。）を水質検査部門管理者に対して文書により報告するとともに、その記録を法第二十条の十四の帳簿に記載すること。					

試薬等の管理に関する記録 の方法	一 試薬等の容器にすべき表示 二 事項の作成要領	三 試薬等の管理に関する記録 の作成要領	四 作成及び改定年月日
機械器具の名称	機械器具の保管管理標準作業書	機械器具の保管管理標準作業書	機械器具の保管管理標準作業書
一 常時行うべき保守点検の方法	二 定期的な保守点検に関する計画	三 故障が起こった場合の対応の方法	四 機械器具の保守管理に関する記録の作成要領
二 方法	三 計画	五 機械器具の保守管理に関する記録の作成要領	六 作成及び改定年月日
三 定期的な保守点検に関する計画	四 故障が起こった場合の対応の方法	五 機械器具の保守管理に関する記録の作成要領	六 作成及び改定年月日
四 計画	五 機械器具の保守管理に関する記録の作成要領	六 作成及び改定年月日	七 次に掲げる文書を作成すること。
五 機械器具の保守管理に関する記録の作成要領	六 作成及び改定年月日	七 次に掲げる文書を作成すること。	八 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書
六 作成及び改定年月日	七 次に掲げる文書を作成すること。	八 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書	九 文書の管理について記載した文書
七 次に掲げる文書を作成すること。	八 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書	九 文書の管理について記載した文書	十 記録の管理について記載した文書
八 組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載した文書	九 文書の管理について記載した文書	十 記録の管理について記載した文書	十一 教育訓練について記載した文書
九 文書の管理について記載した文書	十 記録の管理について記載した文書	十一 教育訓練について記載した文書	十二 不適合業務及び不正処置等について記載した文書
十 記録の管理について記載した文書	十一 教育訓練について記載した文書	十二 不適合業務及び不正処置等について記載した文書	十三 受託の方法を記載した文書
十一 教育訓練について記載した文書	十二 不適合業務及び不正処置等について記載した文書	十三 受託の方法を記載した文書	十四 内部監査の方針を記載した文書
十二 不適合業務及び不正処置等について記載した文書	十三 受託の方法を記載した文書	十四 内部監査の方針を記載した文書	十五 精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書
十三 受託の方法を記載した文書	十四 内部監査の方針を記載した文書	十五 精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書	十六 水質検査結果書の発行の方法を記載した文書
十四 内部監査の方針を記載した文書	十五 精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書	十六 水質検査結果書の発行の方法を記載した文書	十七 水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地の変更を行う場合に提出する前項の届出書には、第十五条の二第八号に掲げる書類を添えなければならない。
十五 精度管理の方法及び外部精度管理調査を定期的に受けるための計画を記載した文書	十六 水質検査結果書の発行の方法を記載した文書	十七 水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地の変更を行う場合に提出する前項の届出書には、第十五条の二第八号に掲げる書類を添えなければならない。	（変更の届出）
十六 水質検査結果書の発行の方法を記載した文書	十七 水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地の変更を行う場合に提出する前項の届出書には、第十五条の二第八号に掲げる書類を添えなければならない。	（変更の届出）	（変更の届出）
十七 水質検査を行う区域又は水質検査を行う事業所の所在地の変更を行う場合に提出する前項の届出書には、第十五条の二第八号に掲げる書類を添えなければならない。	（変更の届出）	（変更の届出）	（変更の届出）

(水質検査業務規程)

第十五條の六 法第二十条の八第一項の国土交通省令・環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 水質検査の業務の実施及び管理の方法に関する事項
- 二 水質検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 三 水質検査の委託を受けることができる件数の上限に関する事項
- 四 水質検査の業務を行う事業所の場所に関する事項
- 五 水質検査に関する料金及びその収納の方法に関する事項
- 六 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の氏名並びに検査員の名簿
- 七 水質検査部門管理者及び信頼性確保部門管理者の選任及び解任に関する事項
- 八 法第二十条の十第二項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
- 九 前各号に掲げるもののほか、水質検査の業務に関し必要な事項

登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項前段の規定により水質検査業務規程の届出をしようとするときは、様式第十六による届出書に次に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 前項第三号の規定により定める水質検査の委託を受けることができる件数の上限の設定根拠を明らかにする書類

二 前項第五号の規定により定める水質検査に関する料金の算出根拠を明らかにする書類

登録水質検査機関は、法第二十条の八第一項後段の規定により水質検査業務規程の変更の届出をしようとするときは、様式第十六の二によつて届出書に前項各号に掲げる書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。ただし、第一項第三号及び第五号に定める事項（水質検査に関する料金の収納の方法に関する事項を除く。）の変更を行わない場合は、前項各号に掲げる書類を添えることを要しない。

(業務の休廃止の届出)

第十五条の七 登録水質検査機関は、法第二十条の九の規定により水質検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとするときは、様式第十六の三による届出書を国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

(電磁的記録に記録された情報の内容を表示する方法)
第十五条の八 法第二十条の十第一項第四号に規定する国土交通省令・環境省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置での映像面上に表示する方法とする。

(情報通信の技術を利用する方法)
第十五条の九 法第二十条の十第一項第四号に規定する国土交通省令・環境省令で定める電磁的方法は、次の各号に掲げるもののうちいずれかの方法とする。

- 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
- 二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

(帳簿の備付け)
第十五条の十 登録水質検査機関は、書面又は電磁的記録によつて水質検査に関する事項であつて次項に掲げるものを記載した帳簿を備え、水質検査を実施した日から起算して五年間、これを保存しなければならない。

法第二十条の十四の国土交通省令・環境省令で定める事項は次のとおりとする。

- 一 水質検査を委託した者の氏名及び住所(法人については、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 二 水質検査の委託を受けた年月日
- 三 試料を採取した場所
- 四 試料の運搬の方法
- 五 水質検査の開始及び終了の年月日時
- 六 水質検査の項目
- 七 水質検査を行つた検査員の氏名
- 八 水質検査の結果及びその根拠となる書類
- 九 第十五条の四第四号ハにより帳簿に記載すべきこととされている事項
- 十 第十五条の四第七号ハの文書において帳簿に記載すべきこととされている事項
- 十一 第十五条の四第七号ニの教育訓練に関する記録

(健康診断)
第十六条 法第二十二条第一項の規定により行う定期の健康診断は、おおむね六箇月ごとに、病原体がし尿に排せつされる感染症の患者(病原

以上の事業所の給水装置工事主任技術者となつてもその職務を行なうに当たつて支障がないことを確認しなければならない。

第二十二条 法第二十五条の四第二項の規定による給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出は、様式第三によるものとする。

(給水装置工事主任技術者の職務)

第二十三条 法第二十五条の四第三項第四号の国土交通省令で定める給水装置工事主任技術者の職務は、水道事業者の給水区域において施工する給水装置工事に關し、當該水道事業者と次の各号に掲げる連絡又は調整を行うこととする。

一 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整

二 第三十六条第一項第二号に掲げる工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に關する連絡調整

三 給水装置工事(第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)を完了した旨の連絡(免状の交付申請)

第二十四条 法第二十五条の五第一項の規定により給水装置工事主任技術者免状(以下「免状」という。)の交付を受けようとする者は、様式第四による免状交付申請書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 戸籍抄本又は住民票の抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、これに代わる書面)

二 第三十三条の規定により交付する合格証書の写し

(免状の様式)

第二十五条 法第二十五条の五第一項の規定により交付する免状の様式は、様式第五による。

(免状の書換え交付申請)
2 前項の免状の書換え交付の申請書の様式は、様式第六による。
(免状の再交付申請)

第二十七条 免状の交付を受けている者は、免状を破り、汚し、又は失つたときは、国土交通大臣に提出するものとする。

臣及び環境大臣に免状の再交付を申請することができる。
第七による。前項の免状の再交付の申請書の様式は、様式第三による。申請書にその免状を添えなければならぬ。
2 第二十八条 免状を受けた後、失つた免状を発見したときは、五日以内に、これを国土交通大臣及び環境大臣に返納するものとする。

(免状の返納)

第二十九条 免状の交付を受けている者が死亡し、又は失うの宣告を受けたときは、戸籍法(昭和二十一年法律第二百二十四号)に規定する死亡又は失うの届出義務者は、一月以内に、国土交通大臣及び環境大臣に免状を返納するものとする。

(試験の公示)

第二十九条 国土交通大臣及び環境大臣又は法第二十五条の十二第一項に規定する指定試験機関(以下「指定試験機関」という。)は、法第二十一条の六第一項の規定による給水装置工事主任技術者試験(以下「試験」という。)を行う期日及び場所、受験願書の提出期限及び提出先その他試験の施行に關し必要な事項を、あらかじめ、官報に公示するものとする。

(試験科目)

三十条 試験の科目は、次のとおりとする。

- 一 公衆衛生概論
- 二 水道行政
- 三 給水装置の概要
- 四 給水装置の構造及び性能
- 五 給水装置工事法
- 六 給水装置施工管理法
- 七 給水装置計画論
- 八 給水装置工事事務論

(試験科目の一一部免除)

第三十一条 建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条第一項の表に掲げる検定種目のうち、管工事施工管理の種目に係る一級又は二級の技術検定に合格した者は、試験科目のうち給水装置の概要及び給水装置施工管理法の免除を受けることができる。

(試験の申請)

第二十二条 試験(指定試験機関がその試験事務を行なうものを除く。)を受けようとする者は、第一項の規定により事業を行なうものを除く。)を受けようとする者は、免状を提出するものとする。

様式第八による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 法第二十五条の六第二項に該当する者であることを証する書類

二 写真(旅券法施行規則(令和四年外務省令第十号)別表第一に定める要件を満たしたものとのとする。)

三 前項の規定により試験科目の一部の免除を受けようとする場合には、様式第九による給水装置工事主任技術者試験一部免除申請書及び前条に該当する者であることを証する書類

四 免状を受けた後、失つた免状を発見したときは、五日以内に、これを国土交通大臣及び環境大臣に返納するものとする。

(試験の公示)

第二十九条 国土交通大臣及び環境大臣(指定試験機関が合格証書の交付に関する事務を行なう場合にあつては、指定試験機関)は、試験に合格した者に合格証書を交付しなければならない。

(変更の届出)

第三十四条 法第二十五条の七の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 法人にあつては、役員の氏名

三 給水装置工事主任技術者の氏名又は給水装置工事主任技術者が交付を受けた免状の交付番号

四 法第二十五条の七の規定により変更の届出をしようとする者は、当該変更のあつた日から三十日以内に様式第十による届出書に次に掲げる書類を添えて、水道事業者に提出しなければならない。

一 前項第一号に掲げる事項の変更の場合には、法人にあつては定款及び登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し

二 前項第二号に掲げる事項の変更の場合には、様式第二にによる法第二十五条の三第一項第三号イからへまでのいづれにも該当しない者であることを誓約する書類及び登記事項証明書

(廃止等の届出)

第三十五条 法第二十五条の七の規定により事業を行なうものを除く。)を受けようとする者は、免状を提出するものとする。

は、事業を廃止し、又は休止したときは、当該通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

一 給水装置工事(第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、法第二十一条による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

(事業の運営の基準)

第三十六条 法第二十五条の八に規定する国土交通省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次に掲げるものとする。

一 給水装置工事(第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、法第二十一条による届出書を水道事業者に提出しなければならない。

二 給水装置工事に從事する者の給水装置工事の施工の向上のために、研修の機会を確保すること。

三 水道事業者の給水区域において前号に掲げる工事を施工するときは、あらかじめ当該水道事業者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するよう当該工事を施行すること。

四 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に從事する者の給水装置工事の施工の向上のために、研修の機会を確保すること。

五 次に掲げる行為を行わないこと。

一 球管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。

二 施行した給水装置工事(第十三条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。)ごとに、第一号の規定により指名した給水装置工事主任技術者に次の各号に掲げる事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から三年間保存すること。

三 施主の氏名又は名称

四 施行の場所

五 施行完了年月日

六 給水装置工事主任技術者の氏名

七 給水装置工事事務論

八 給水装置工事の構造及び性能

九 給水装置工事法

十 給水装置施工管理法

十一 給水装置計画論

十二 給水装置工事事務論

十三 給水装置工事の構造及び性能

十四 給水装置工事法

十五 給水装置施工管理法

七 主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

八 導水管きよ及び送水管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

2 地方公共団体が申請者である場合であつて、当該申請者が他の水道用水供給事業の全部を譲り受けることに伴うものであるときは、法第二十条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面は、前項の規定にかかわらず、同項第五号に掲げるものとする。

（事業計画書の記載事項）

第五十条 法第二十七条第四項第六号に規定する国土交通省令で定める事項は、工事費の算出根拠及び借入金の償還方法とする。

（変更認可申請書の添付書類等）

第五十一条 第四条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第五項第七号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。この場合において、第四条第一号及び第二号中「主要」とあるのは、「新設、増設又は改修される水道施設に関する主要」と読み替えるものとする。

2 第四十九条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第一項に規定する国土交通省令で定める書類及び図面について準用する。この場合において、第四十九条第一項中「各号」とあるのは、「各号（給水対象を増加させようとする場合にあつては第三号及び第六号を除き、水源の種別又は取水地点を変更しようとする場合にあつては第二号及び第四号を除き、浄水方法を変更しようとする場合にあつては第一号、第三号及び第四号を除く。）と、同項第七号中「除く。」とあるのは、「除く。」であつて、新設、増設又は改修されるものは、「送水管で同項第八号中「送水管」とあるのは、「送水管であつて、新設、増設又は改修されるもの」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 前条の規定は、法第三十条第二項において準用する法第二十七条第四項第六号に規定する国土交通省令で定める事項について準用する。

（法第二十八条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目）

第五十二条 法第二十八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 給水対象が、当該地域における水系、地形その他の自然的条件及び人口、土地利用その

他の社会的条件、水道により供給される水の需要に関する長期的な見通し並びに当該地域における水道の整備の状況を勘案して、合理的に設定されたものであること。

二 給水量が、給水対象の給水量及び水源の水量を基礎として、各年度ごとに合理的に設定されたものであること。

三 給水量及び水道施設の整備の見通しが一定の確実性を有し、かつ、経常収支が適切に設定できるよう期間が設定されたものであること。

四 工事費の調達、借入金の償還、給水収益、水道施設の運転に要する費用等に関する収支の見通しが確実かつ合理的なものであること。

五 水道基盤強化計画が定められている地域にあつては、当該計画と整合性のとれたものであること。

六 取水に当たつて河川法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要とする場合にあつては、当該許可を受けているか、又は許可を受けることが確実であると見込まれること。

七 取水に当たつて河川法第二十三条の規定に基づく流水の占用の許可を必要としない場合にあつては、水源の状況に応じて取水量が確定されると見込まれること。

八 ダムの建設等により水源を確保する場合にあつては、特定多目的ダム法第四条第一項に規定する基本計画においてダム使用権の設定予定者とされている等により、当該ダムを使用できることが確実であると見込まれること。

三 河川の流水を水源とする取水地点の変更のうち、給水対象若しくは給水量の増加又は水源の種別若しくは浄水方法の変更を伴わないものであつて、次に掲げる事由その他の事由により、当該河川の現在の取水地点と変更後の取水地点の間の流域（イ及びロにおいて「特定区間」という。）における原水の水質が大きく変わるおそれがないものの。

イ 特定区間に流入する河川がないとき。

ロ 特定区間に汚染物質を排出する施設がないとき。

（事業の変更の届出）

第五十五条 法第二十八条第二項に規定する技術的細目のうち、同条第一項第三号に関するものは、当該申請者が当該水道用水供給事業の遂行に必要となる資金の調達及び返済の能力を有することとする。

（事業の変更の認可を要しない軽微な変更）

第五十六条 法第三十条第一項第一号の国土交通省令で定める軽微な変更は、次のいずれかの変更とする。

一 水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更を伴わない変更のうち、給水対象又は給水量の増加に係る変更であつて、変更後の給水量

（法第二十八条第一項各号を適用するについて必要な技術的細目）

第五十七条 第三条、第四条、第八条の三（第一項第三号を除く。）から第十一条まで、第十五条から第十七条の三（第三項第一号を除く。）まで、第十七条の四及び第十七条の五（第五号を除く。）から第十七条の十二までの規定は、水道用水供給事業について準用する。この場合

一 届出者の住所及び氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）

2 前項の届出書には、次に掲げる書類（図面を含む。）を添えなければならない。

（準用）

第五十八条 第三条、第四条、第八条の三（第一項第三号を除く。）から第十一条まで、第十五条から第十七条の三（第三項第一号を除く。）まで、第十七条の四及び第十七条の五（第五号を除く。）から第十七条の十二までの規定は、

一 次に掲げる事項を記載した事業計画書

イ 変更後の給水対象及び給水量

ロ 水道施設の概要

ハ 給水開始の予定年月日

ニ 法第三十条第一項第二号に該当する場合にあつては、当該譲受けの年月日及び変更後の経常収支の概算

二 次に掲げる事項を記載した工事設計計画書

イ 工事の着手及び完了の予定年月日

ロ 前条第二号に該当する場合にあつては、前条第三号に該当する場合にあつては、

三 前条第一号（水道用水供給事業者が給水対象を増加しようとする場合に限る。次号において同じ。）又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類

四 水道施設の位置を明らかにする地図

五 前条第一号（水道用水供給事業者が給水対象を増加しようとする場合に限る。次号において同じ。）又は法第三十条第一項第二号に該当し、かつ、水道用水供給事業者が地方公共団体以外の者である場合にあつては、水道用水供給事業経営を必要とする理由を記載した書類

六 前条第二号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改修されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

七 前条第三号に該当する場合にあつては、主たる水道施設であつて、新設、増設又は改修されるものの構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図並びに変更される水源からの取水が確実かどうかの事情を明らかにする書類

において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

号	第十五条の二第三条各号	第十五条第二十条の第三十一条において準用する法第二十条の三各号
号	第十五条第二十四条第一項第号	第十五条第二十条の第三十一条において準用する法第二十条の四第一号
号	第十五条第二十五条第二项第号	第十五条第二十条の第三十一条において準用する法第二十条の四第二号
号	第十五条第二十六条第二项第号	第十五条第二十条の第三十一条において準用する法第二十条の四第三号
号	第十五条第二十七条第一项第号	第十五条第二十条の第三十一条において準用する法第二十条の四第四号
号	第十五条第二十八条第一项第号	第十五条第二十条の第三十一条において準用する法第二十条の四第五号
号	第十五条第二十九条第一项第号	第十五条第二十条の第三十一条において準用する法第二十条の四第六号
号	第十五条第三十条第一项第号	第十五条第二十条の第三十一条において準用する法第二十条の四第七号
号	第十五条第三十一条第一项第号	第十五条第二十条の第三十一条において準用する法第二十条の四第八号
段	四号	第十五条第二十条の第三十一条において準用する法第二十条の四第一号
段	四号	第十五条第二十条の第三十一条において準用する法第二十条の四第二号
段	四号	第十五条第二十条の第三十一条において準用する法第二十条の四第三号
段	四号	第十五条第二十条の第三十一条において準用する法第二十条の四第四号
段	四号	第十五条第二十条の第三十一条において準用する法第二十条の四第五号
段	四号	第十五条第二十条の第三十一条において準用する法第二十条の四第六号
段	四号	第十五条第二十条の第三十一条において準用する法第二十条の四第七号
段	四号	第十五条第二十条の第三十一条において準用する法第二十条の四第八号

第五十四条 第三条、第十条、第十一条、第十五条から第十七条の二まで、第十七条の六及び第十七条の七の規定は、専用水道について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定の中表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

三 水道施設の位置を明らかにする地図
四 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図

五 主要な水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図

六 導水管きょ、送水管並びに配水及び給水を使用する主要な導管の配置状況を明らかにする平面図及び縦断面図

第五十五条 法第三十四条の二第一項に規定する国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第五十六条 法第三十四条の一第二項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。

第四章 簡易專用水道

2 検査の方法その他必要な事項については、国土交通大臣（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境大臣）が定めるところによるものとする。

（登録の申請）

第五十六条の二 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の二の登録の申請をしようとする者は、様式第十七による申請書に次の書類を添えて、国土交通大臣及び環境大臣に提出しなければならない。

一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し

二 申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

三 申請者が法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の三各号の規定に該当しないことを説明した書類

四 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第二号の簡易専用水道の管理の検査を実施する者（以下「簡易専用水道検査員」という。）の氏名及び略歴査設備を有していることを示す書類

五 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第二号の簡易専用水道の管理の検査を実施する者（以下「簡易専用水道検査員」という。）の氏名及び略歴査設備を有していることを示す書類

六 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第三号イに規定する部門（以下「簡易専用水道検査部門」という。）及び同号ハに規定する専任の部門（以下「簡易専用水道検査信頼性確保部門」という。）が置かれていることを説明した書類

七 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第三号ロに規定する文書として、第五十六条の四第四号に規定する標準作業書及び同条第五号イから上げる文書

八 次に掲げる事項を記載した書面

イ 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一項第三号イの管理者（以下「簡易専用水道検査部門管理者の氏名

ハ 現に行っている事業の概要

（登録の更新）

第五十六条の三 法第三十四条の四において読み替えて準用する法第二十条の四第一号に規定する簡易専用水道検査信頼性確保部門の登録の更新を申請しようとする者は、様式第十八によ

員の携帯する証明書は、様式第十二とする。
二 法第三十九条第四項（法第二十四条の三第六項及び法第二十四条の人第二項の規定によりみなして適用する場合並びに法第四十条第九項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により都道府県又は市町村（特別区を含む。次項において同じ。）の職員の携帯する証明書は、様式第十二の二とする。

三 前項の規定にかかわらず、法第三十九条第四項の規定により都道府県又は市町村の職員の携帯する証明書は、様式第十二とすることができる。

第二節 権限の委任

第五十八条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一 法第五条の三第八項（同条第十項において準用する場合を含む。）の規定による水道基盤強化計画の報告を受理すること。

二 法第十三条第一項（法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による給水開始前の届出を受理し、及び法第四十五条の四第三項の規定により環境大臣に通知すること。

三 法第十四条第五項の規定による料金の変更の届出を受理すること。

四 法第二十四条の三第二項（法第三十一条において準用する場合を含む。）の規定による業務の委託の届出及び委託に係る契約が効力を失ったときの届出を受理すること。

五 国の設置する専用水道に係る法第三十四条第一項において準用する法第十三条第一項の規定による給水開始前の届出を受理し、及び法第四十五条の四第三項の規定により環境大臣に通知すること。

六 国の設置する専用水道に係る法第三十四条第一項において準用する法第二十四条の三第二項の規定による業務の委託の届出及び委託に係る契約が効力を失ったときの届出を受理すること。

第三節 情報通信の技術の利用

六　國の設置する専用水道に係る法第三十四条
第一項において準用する法第二十四条の三第
二項の規定による業務の委託の届出及び委託
に係る契約が効力を失つたときの届出を受理
すること。

第三節 情報通信の技術の利用

(定義)

第五十九条 この節において使用する用語は、特
別の定めのある場合を除くほか、民間事業者等
が行う書面の保存等における情報通信の技術の

利用に関する法律（平成十六年法律第二百四十九号。以下この節において「電子文書法」という。）において使用する用語の例による。

（電子文書法第三条第一項の主務省令で定める保存）

第六十条 電子文書法第三条第一項の主務省令で定める保存は、次に掲げる保存とする。

一 法第二十条の十第一項（法第三十一条、法第三十四条第一項及び法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の保存

二 法第二十条の十四（法第三十一条及び法第三十四条第一項において準用する場合並びに法第三十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による帳簿の保存

三 法第二十二条の三（法第二十四条の三第六項及び法第二十四条の八第二項（これららの規定を法第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合並びに法第三十一条において準用する場合を含む。第六十二条第一号において同じ。）の規定による水道施設の台帳の保存

四 第十四条の十第一項の規定による財務諸表等の保存

五 第十四条の十四の規定による帳簿の保存

六 第十五条第八項第一号（第五十二条及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による委託契約書の保存

（電磁的記録による保存の方法）

第六十一条 民間事業者等が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる保存に代えて当該保存すべき書面に係る電磁的記録の保存を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルにより保存する方法

三

3 当該事項を記載した書面を作成することができる措置を講じなければならない。

前条各号に規定する規定に基づき、同一内容の書面を二以上の事務所等（当該書面の保存が義務付けられている場所をいう。以下この項及び第六十五条において同じ。）に保存しなければならないとされている民間事業者等が、第一項の規定に基づき、当該二以上の事務所等のうち、一の事務所等に当該書面に係る電磁的記録の保存を行うとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を他の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示及び当該事項を記載した書面を作成することができる措置を講じた場合は、当該他の事務所等に当該書面の保存が行われたものとのみなす。

（電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第六十二条 電子文書法第四条第一項の主務省令で定める作成は、次に掲げる作成とする。

一 法第二十二条の三の規定による水道施設の台帳の作成

二 第十五条第八項第一号（第五十二条及び第五十四条において準用する場合を含む。）の規定による委託契約書の作成

（電磁的記録による作成の方法）

第六十三条 民間事業者等が、電子文書法第四条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる作成に代えて当該作成すべき書面に係る電磁的記録の作成を行う場合は、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

（電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等）

第六十四条 電子文書法第五条第一項の主務省令で定める縦覧等は、次に掲げる縦覧等とする。

一 法第二十条の十第二項第一号（法第三十二条、法第三十四条第一項及び法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定による財務諸表等の縦覧等

二 第十四条の十第二項第一号の規定による財務諸表等の縦覧等

（電磁的記録による縦覧等の方法）

第六十五条 民間事業者等が、電子文書法第五条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる縦覧等に代えて当該縦覧等をすべき書面に係る電磁

第一

的記録の縦覧等を行う場合は、当該事項をインターネットを利用して表示する方法、当該事項を民間事業者等の事務所等に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は当該事項を記載した書類を備え置く方法により行わなければならぬ。

(電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等)

第六十六条 電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等は、次に掲げる交付等とする。

一 法第二十条の十第二項第二号（法第三十一一条、法第三十四条第一項及び法第三十四条の四において準用する場合を含む。）の規定により請求された財務諸表等の謄本又は抄本の交付等

二 第十四条の十第二項第二号の規定により請求された財務諸表等の謄本又は抄本の交付等（電磁的記録による交付等の方法）

第六十七条 民間事業者等が、電子文書法第六条第一項の規定に基づき、前条各号に掲げる交付等に代えて当該交付等をすべき書面に係る電磁的記録の交付等を行う場合は、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のいずれかに該当するもの

イ 民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された事項を電気通信回線を通じて交付等の相手方が閲覧に供し、当該相手方の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記録したものを交付する方法

前項に掲げる方法は、交付等の相手方がファイルに記録された事項を出力することにより、書面を作成することができるものでなければならぬ。

(電磁的方法による承諾)

第六十八条 民間事業者等は、電子文書法第六条第一項の規定により同項に規定する事項の交付等を行おうとするときは、次に掲げる事項を当該交付等の相手方に示さなければならない。

<p>一 前条第一項に規定する方法のうち民間事業者等が使用するもの</p> <p>二 ファイルへの記録の方式</p> <p>附 則 抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>(水道条例第三条及第十二条但書の規定に依る命令に関する件の廃止)</p> <p>4 水道条例第三条及第十二条但書の規定に依る命令に関する件(大正十年内務省令第二十二号)は、廃止する。</p> <p>附 則 (昭和三五年六月一日厚生省令第二号)(二〇号)抄</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和四一年五月六日厚生省令第一一二号)</p> <p>1 この省令は、昭和四十一年五月二十日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和五三年四月二十五日厚生省令第二三号)</p> <p>1 この省令は、昭和五十三年六月二十三日から施行する。</p> <p>附 則 (昭和六二年一月三一日厚生省令第八号)抄</p> <p>1 この省令は、昭和六十二年四月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成元年三月二十四日厚生省令第一一〇号)抄</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この省令の施行の際この省令による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。</p> <p>3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙及び板については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。</p> <p>4 この省令による改正後の省令の規定にかかるらず、この省令により改正された規定であつて改正後の様式により記載するとか適当でないものについては、当分の間、なお従前の例による。</p> <p>附 則 (平成元年三月二十四日厚生省令第一一〇号)</p> <p>1 この省令は、平成三年十月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成三年九月二十五日厚生省令第四七号)</p> <p>1 この省令は、平成三年十月一日から施行する。</p>	<p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この省令は、平成五年十一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成六年七月一日厚生省令第四七号)抄</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この省令は、平成六年十一月一日から施行する。</p> <p>附 則 (平成六年一二月一四日厚生省令第五七七号)抄</p> <p>1 この省令は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則 (平成八年一二月二〇日厚生省令第六九号)</p> <p>1 この省令は、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律(平成八年法律第百七号)の一部の施行の日(平成九年四月一日)から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>第二条 地方公共団体の水道条例又はこれに基づく規程による給水装置工事責任技術者(給水装置技術者その他類似の名称のものを含む。)の資格を有する者であつて、国土交通大臣及び環境大臣が指定する講習会の課程を修了したものは、試験の全部の免除を受けることができる。</p> <p>前項の規定により試験の全部の免除を受けようとする者は、様式第五による受験願書に次に掲げる書類を添えて、これを国土交通大臣及び環境大臣(指定試験機関が受験手続に関する事務を行う場合にあつては、指定試験機関)に提出しなければならない。</p> <p>一 法第二十五条の六第二項に該当する者であることを証する書類</p>
---	---

附表様式第一			
給水装置工事主技術者試験令公認申請書			
ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生
上記により、給水装置工事主技術者試験の受験の允論を受けたついで、開設者報を付して申し込みます。			
年 月 日			
氏 名			
附			

附 則 (平成九年八月一日厚生省令第
五九号) (施行期日)
第一条 この省令は、民間活動に係る規制の改善及び行政事務の合理化のための厚生省関係法律の一部を改正する法律(平成八年法律第七百七号)以下「改正法」という)の一部の施行の日(平成十年四月一日)から施行する。
(旧指定給水装置工事事業者に関する経過措置)
第二条 改正法附則第二条第二項の規定により指定給水装置工事事業者の指定を受けた者とみなされたものについて、この省令による改正後の水道法施行規則第三十六条の規定を適用する場合においては、平成十一年三月三十一日までの間、同条第一号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは、「給水装置工事主任技術者又は地方公共団体の水道条例若しくはこれに基づく規程による給水装置工事責任技術者(給水装置工事技術者その他類似の名称のものを含む。)」の資格を有する者(以下「給水装置工事責任技術者等」という。)と、同条第四号及び第六号中「給水装置工事主任技術者」とあるのは、「給水装置工事主任技術者又は給水装置工事責任技術者等」とする。
附 則 (平成一〇年三月二七日厚生省令第三四号)
この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一〇年一月二日厚生省令第八七号)
この省令は、公布の日から施行する。
1 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。
附 則 (平成一一年一一月二八日厚生省令第一〇〇号)
この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
附 則 (平成一二年六月一三日厚生省令第一〇一号)抄
(施行期日)
1 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。
附 則 (平成一二年一〇月二〇日厚生省令第一一七号)抄
(施行期日)

九 淨水方法	九 淨水方法	3 この省令は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。 (様式に関する経過措置)
八 水道施設の位置 規模及び構造	八 水道施設の位置 規模及び構造	4 この省令の施行の際現にあるこの省令による 改正前の様式(次項において「旧様式」とい う。)により使用されている書類は、この省令 による改正後の様式によるものとみなす。 この省令の施行の際現にある旧様式による用 紙については、当分の間、これを取り繕つて使 用することができる。
七 水道施設の概要	七 水道施設の概要	附 則 (平成一三年三月三〇日厚生労働 省令第九九号)
六 水源の種別及び取水地点	六 水源の種別及び取水地点	1 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。 (経過措置)
五 水道事務所の所在地	五 水道事務所の所在地	2 この省令の施行の際現にこの省令による改正 前の水道法施行規則第十四条第三号(同令第五 十二条及び第五十四条において準用する場合を 含む。)に規定する講習を修了している者につ いては、この省令による改正後の同号に規定す る者とみなす。
四 水の供給を受ける者の数及び地域に関する事 項	四 水の供給を受ける者の数及び地域に関する事 項	附 則 (平成一四年三月二七日厚生労働 省令第四一号)
三 水道の概要	三 水道の概要	1 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。 (経過措置)
二 水道事務所の所在地	二 水道事務所の所在地	2 この省令は、平成十四年四月一日から施 行する。
一 水道の概要	一 水道の概要	第一 条 この省令は、平成十四年四月一日から施 行する。

九 淨水方法	九 淨水方法	附 則 (平成一五年九月二九日厚生労働 省令第一四二号)
八 水道施設の位置 規模及び構造	八 水道施設の位置 規模及び構造	1 (施行期日) この省令は、平成十六年四月一日から施 行する。ただし、第七条の二の改正規定及び次項の 規定は、公布の日から施行する。 (罰則の適用に関する経過措置)
七 水道施設の概要	七 水道施設の概要	2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の 適用については、なお従前の例による。
六 水源の種別及び取水地点	六 水源の種別及び取水地点	附 則 (平成一六年三月二四日厚生労働 省令第三六号)
五 水道事務所の所在地	五 水道事務所の所在地	1 (施行期日) この省令は、平成十六年三月三十一日か ら施行する。 (経過措置)
四 水の供給を受ける者の数及び地域に関する事 項	四 水の供給を受ける者の数及び地域に関する事 項	第二 条 この省令による改正後の第十四条第三号 の登録を受けようとする者は、この省令の施行 前においても、その申請を行うことができる。 この省令による改正後の第十四条の六第二項の 規定による登録講習の実施に関する計画の届出 及び第十四条の八の規定による登録講習の業務 に関する規程の届出についても、同様とする。
三 水道の概要	三 水道の概要	第三 条 この省令の施行の際現にこの省令による 改正前の水道法施行規則第十四条第三号の指定 を受けている者は、この省令の施行の日にこの 省令による改正後の同号に規定する登録を受け た者とみなす。
二 水道事務所の所在地	二 水道事務所の所在地	第四 条 この省令の施行の際現にこの省令による 改正前の水道法施行規則第十四条第三号の指定 を受けている者が行う水道の管理に関する講習 の課程を修了した者は、この省令による改正後 の同号に規定する者とみなす。
一 水道の概要	一 水道の概要	第五 条 この省令の施行の際現にこの省令による 改正前の水道法施行規則第十五条の改正規定は、平成二十年四月 一日から施行する。た だし、第十五条の改正規定は、平成二十年四月 一日から施行する。

九 淨水方法	九 淨水方法	附 則 (平成二二年三月二五日厚生労働 省令第一三〇号)
八 水道施設の位置 規模及び構造	八 水道施設の位置 規模及び構造	1 この省令は、公布の日から施行する。 (助教授の在職に関する経過措置)
七 水道施設の概要	七 水道施設の概要	第二 条 この省令による改正後の次に掲げる省令 の規定の適用については、この省令の施行前に おける助教授としての在職は、准教授としての 在職とみなす。
六 水源の種別及び取水地点	六 水源の種別及び取水地点	一及び二 略
五 水道事務所の所在地	五 水道事務所の所在地	三 水道法施行規則第十四条の四第一項第二号 イ及び第四十条第一号
四 水の供給を受ける者の数及び地域に関する事 項	四 水の供給を受ける者の数及び地域に関する事 項	附 則 (平成一九年三月三〇日厚生労働 省令第五三号)
三 水道の概要	三 水道の概要	1 (施行期日) この省令は、平成十九年四月一日から施 行する。 (経過措置)
二 水道事務所の所在地	二 水道事務所の所在地	第二 条 この省令による改正前の様式(以下「旧様式」とい う。)により使用されている書類は、この省令による 改正後の様式によるものとみなす。 この省令による改正後の同号に規定する用 紙については、当分の間、これを取り繕つて使 用することができる。
一 水道の概要	一 水道の概要	第三 条 この省令の施行の際現にあるこの省令に よる改正前の様式により使用されている書類 は、この省令による改正後の様式によるものと みなす。

様式第二（第十八条及び第三十四条関係）

様式第三（第二十二条関係）

(略示)	
当該区水区域で詰水施設工事の事業を行ふ事業者の名称	
上記事業者の所在地	
上記事業者で請けられたこととなる詰水施設工事主担当者名	詰水施設工事主担当者名の交付番号
当該区水区域で詰水施設工事の事業を行ふ事業者の名称	
上記事業者の所在地	
上記事業者で請けられたこととなる詰水施設工事主担当者名	詰水施設工事主担当者名の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A4判をとすること。

別表(第十八条関係)					
機	械	器	資	年	月
備	新	耗	置	式	化

(備考) 机の欄には「甲の用紙の機械欄」、「乙の用紙の機械欄」、合合機の機械欄、「改正ダクトポンプ」の機械を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A4判をとすること。

様式第二(第十八条及び第三十四条関係)			
契 約 書			
指定詰水施設工事事業者申請者及びその役員は、本達法第25条の規定に基づいてのいずれにしも担当しない者であることを誓約します。			
申請者 氏名又は本姓 住所 代表者名			
年 月 日			

(備考) この用紙の大きさは、A4判をとすること。

様式第三(第二十二条関係)			
詰水施設工事主担当者連絡用・報酬提出書			
年 月 日			
提出者	年 月 日		
本達法第25条の規定に基づき、次のとおり詰水施設工事主担当者の連絡の責任を負います。			
当該区水区域で詰水施設工事の事業を行ふ事業者の名称	詰水施設工事主担当者名	連絡・報酬の年月日	
上記事業者の住所	詰水施設工事主担当者名の交付番号		
上記事業者で請けられたこととなる詰水施設工事主担当者名			

(備考) この用紙の大きさは、A4判をとすること。

樣式第七（第二十七條關係）

樣式第八（第三十二条關係）

株式会社(第三十二回定期)				
新規登録業者登録申請書				
フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日生	郵便番号	電話番号
住所				
受取希望地				
上記により、 新規登録業者登録申請書 を受けたついで申し込みます。				
年 月 日	氏名			
趣				

(注) 指定試験機関が試験事務の全部を行なう場合には、所定の手続により受験手数料を納付し、収入印紙は、貼らないこと。

樣式第九（第三十二條關係）

形式別表(第十三条各款)	
技能実習生等による就労試験-就労登録情報	
ワガママ号	生年月日 年 月 日生
合計した技術神社 名	1.職業 2.職務 3.職能
上記により、私は就労試験生として就労試験科目の一部の実習を受けたいので、開設書類を添付してお き込みます。	
年 月 日	氏 名
	期

- 「合規した技術検定名」の欄については、該当する不動文字を〇で囲むこと。
- 用紙の大きさは、A4判とする。

様式第十（第三十四条関係）

株式会社(第三十四条関係)			
指定印本請求事務書類指定事項変更提出書			
期	年 月 日		
提出者			
永遠認可口の規定に基づき、次のとおり変更の提出をします。			
会員登録 氏名又は名前			
住所			
フリガナ 代表者氏名			
変更に係る事項	変更前	変更後	変更日

式様第十一(第三十一条の適用)		提出者 指定する水道工事事業者 代表者 印
年 月 日		
届出書		
水道法第25条の規定に基づき、給水装置工事の事業者の提出をします。		
内閣		
フ リ ザ 氏 名 又は 姓 氏		
性 别		
フ リ ザ 代 表者の 氏名		
(提出・印定・再開) 内閣 年月日		
(提出・印定・再開) 局長 年月日		

(備考) この用紙の提出本数は、1回提出で十分であることを、

第 1 頁		第 1 頁	
立入取扱い等に関する職務の権限区分表示用紙			
名 前 姓 性別 年 月 日生 年 月 日登記 行 者	写 真		
主な立入取扱い等の権限			
この用紙は複数枚提出するもので、原則として立入取扱いの権限を1つ、他の立入取扱いの権限を複数持つ場合は複数枚提出して下さい。立入取扱いの権限を複数持つ場合は複数枚提出して下さい。			
各 の 権 限		当該の範囲	

(参考) 1 この説明書、料金表は、随時変更することができる。
2 出立各条項のうち、この説明書を他社で行して立入り検査等による出立の各項目を記載すること。
3 試料の有無の欄に、立入り検査等で種々検査を行った場合は「〇」を、有しない場合は「-」を記載すること。
4 記載する場合は必ず該欄に印して、手で直筆記入すること。第2面については、その記入式と同様に記入して記録することができる。
5 署名欄には、郵便署名を記入することができる。
6 この説明書の記載事項については、必要に応じて英文を作成りと、発行することができます。

様式第十二の二（第五十七条第二項関係）

(表)

保険するためには、水道事業者又は水道用供給事業者に対して、期間、水量及び料金を定めて、水道施設内に入りたる水を他の水道事業者又は水道用供給事業者に供給すべきことを命令することができる。(略)

2. (略)

3. 第一の場合において、都道府県知事別項に規定する権限に属する行為を行うことができないと国土交通大臣が認めたときは、同項の規定にからむべきだ。当該事業は国土交通大臣が行う。

4. 第一及び前項の場合において、供給の料金は、当事者間の協議によって定め、協議が調わないとき、又は協議することができないと、都道府県知事が供給に要した実費の額を基準として決定する。

5 ~ 7 (略)

8 都道府県知事は、第一及び第四の事項を行つたために必要なものとし、水道事業者若しくは水道用供給事業者から、事業の実状や状況について必要な情報が収集し、又は提出される場合、事業者は直ちに都道府県の所管にあらへられ、水道施設、水道用供給施設、水槽若きはその他の構造物等の現状を検査せねばならない。

9 前項の各事項及び第五の事項の取扱い、前項の各事項の監視

都道府県知事の行う事務について使用する。この場合において、同条第四項中「前二項」とあり、及び同条第五項中「一項、第二項又は第三項」とあるのは、「第四十条第八項」を指すとするものとする。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一、二（略）

三 第三十九条第一項、第二項、第三項又は第四十条第八項（第二十四条の八第一項（第三十一条において準用する場合を含む。）の規定により詰替て適用する場合を除く。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告し、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避せ

第五十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第五十二条から第五十三条の二まで又は第五十四条から第五十五条の二までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、の法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科す。

様式第十三（第十五条の二、第五十二条及び第五十四条関係）

十四条関係

様式第十四（第十五条の三、第五十二条及び第五十四条関係）

十四条関係

第	号	年 月 日交付	年 月 日まで有効	写 真
都道府県知事、				

市長又は区長印	
備考 この用紙は、A列6番の厚紙を用いて、中央の点線の所から二つ折にすること。	

様式第十三（第十一条の二、第五十二条及び第五十四条関係）

登録申請書	年 月 日
国土交通大臣 殿 都道府県知事 殿	
住 所 氏名（法人については名称及び代表者の氏名）	
本道第20条第3項（第31条及び第32条において準用する場合を含む。） の特許を受けた上で、同特許の第3項（第31条及び第32条において準用する場合を含む。）の規定により、開業書類を提出して、次のとおり申願します。	
1 水質検査を行う区域 2 水質検査を行う事務所名及び所在地 備考 1 用途のときは、A列4番とすること。 2 事業所が複数ある場合は、すべて記載すること。	

様式第十四（第十一条の三、第五十二条及び第五十四条関係）

登録更新申請書	年 月 日
国土交通大臣 殿 都道府県知事 殿	
住 所 氏名（法人については名称及び代表者の氏名）	
本道第20条第3項（第31条及び第32条において準用する場合を含む。） の特許を受けた上で、同特許の第3項（第31条及び第32条において準用する場合を含む。）に依て開業する第31条の2（第31条及び第32条において準用する場合を含む。）の規定により、開業書類を添えて、次のとおり申願します。	
1 開業場所 2 開業区域 3 水質検査を行う事務所名及び所在地 4 水質検査を行う事務所名及び所在地 備考 1 用途のときは、A列4番とすること。 2 事業所が複数ある場合は、すべて記載すること。	

様式第十五（第十五条の五、第五十二条及び第五十四条関係）

様式第十六（第十五条の六第一項及び第二項、第五十二条並びに第五十四条関係）

様式第十六の二（第十五条の六第二項及び第三項、第五十二条並びに第五十四条関係）

様式第十六の三（第十五条の七、第五十二条並びに第五十四条関係）

様式第十五（第十五条の五、第五十二条及び第五十四条関係）

登録事項変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿
環境大臣 殿

登録番号
住所
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

水質検査機関登録簿の記載事項を変更したいので、水道法第20条の7（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり届け出ます。

変更前	変更後
変更をしようとする	
生月日	
変更の理由	

備考 用紙の大きさは、A4面4面とすること。

様式第十六（第十五条の六第一項及び第二項、第五十二条並びに第五十四条関係）

登録事項変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿
環境大臣 殿

登録番号
住所
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

水道法第20条の8第1項後段（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により、水質検査機関登録簿及び関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

1. _____
2. _____

備考 用紙の大きさは、A4面4面とすること。

様式第十六の二（第十五条の六第二項及び第三項、第五十二条並びに第五十四条関係）

登録事項変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿
環境大臣 殿

登録番号
住所
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

水質検査機関登録簿を変更したいので、水道法第20条の8第1項後段（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により、関係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

変更前	変更後
変更をしようとする	
生月日	
変更の理由	

備考 用紙の大きさは、A4面4面とすること。

様式第十六の三（第十五条の七、第五十二条並びに第五十四条関係）

登録事項変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿
環境大臣 殿

登録番号
住所
氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

水質検査機関登録簿としての水質検査の業務を 休止 して、水道法第20条の9（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり届け出ます。

1 休止 前記の水質検査の業務を 休止 して、水道法第20条の9（第31条及び第34条において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり届け出ます。

2 休止 の理由及び予定期日
前記

3 休止の予定期間（休止の場合）

備考 用紙の大きさは、A4面4面とすること。

株式第十七（第五十六条の二関係）

様式第十七（第五十六条の二関係）

登録申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿
環境大臣 殿

住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水道法第34条の2第2項の登録を受けたので、同法第34条の4において
押用する第20条の2の規定により、關係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 押用用の水道の管路の検査を行う区域
- 2 押用用の水道の管路の検査を行う事務所及び所在地

備考
1 用紙の大きさは、A4判4巻とすること。
2 事業所が複数ある場合は、すべて記載すること。

様式第十八（第五十六条の三関係）

様式第十八（第五十六条の三関係）

登録更新申請書

年 月 日

国土交通大臣 殿
環境大臣 殿

住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水道法第34条の4において運用する第20条の5第1項の登録の更新を受け
たいので、同法第34条の4第2項において運用する第20条の2の規定により、
關係書類を添えて、次のとおり申請します。

- 1 登録番号
- 2 登録区域
- 3 押用用の水道の管路の検査を行う区域
- 4 押用用の水道の管路の検査を行う事務所及び所在地

備考
1 用紙の大きさは、A4判4巻とすること。
2 事業所が複数ある場合は、すべて記載すること。

様式第十九（第五十六条の五関係）

様式第十九（第五十六条の五関係）

登録事項変更届出書

年 月 日

国土交通大臣 殿
環境大臣 殿

登録番号
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

埼玉県用の水道の管路の登録の記載事項を変更したいので、水道法第34条
の4において運用する第20条の7の規定により次のとおり届け出ます。

変更前	変更後
変更をしようとする	変更をしようとする
変更日	変更日

備考 用紙の大きさは、A4判4巻とすること。

様式第二十（第五十六条の六第二項関係）

様式第二十（第五十六条の六第二項関係）

登録認証出書

年 月 日

国土交通大臣 殿
環境大臣 殿

登録番号
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

水道法第34条の4において運用する第20条の8第1項の規定により、
埼玉県用の水道の管路の登録及び關係書類を添えて、次のとおり届け出ます。

1. _____
2. _____

備考 用紙の大きさは、A4判4巻とすること。

様式第二十九の二（第五十六条の六第三項関係）

美術権設定登出書

年 月 日

国土交通大臣 殿
環境大臣 殿登録番号
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

国土交通省水道施設事業規制規則を変更したいので、水道法第34条の4において 施行する第20条の8第1項後段の規定により、開港場を改めて、次のように 定めます。	
変更前	変更後
変更の理由	
備考 用紙の大きさ A4、A4面とすること。	

様式第二十九の三（第五十六条の七関係）

美術権登出書

年 月 日

国土交通大臣 殿
環境大臣 殿登録番号
住所
氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）登録権利者大過後者権利としての権利権利者との間の権利の権利の権利を停止
したので、水道法第34条の4において運用する第20条の9の規定により次の
とおり届け出ます。

1. 休止
権利
する権利の範囲
2. 休止
権利
の理由及び不定期日
3. 休止の予定期間（休止の場合）

備考 用紙の大きさは、A4面とすること。